

令和3年度の牛個体識別耳標の配付について

平素より、牛の個体識別業務の推進につきましては、特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、補助事業(家畜個体識別システム定着化事業、事業実施主体：一般社団法人 家畜改良事業団(以下「当団」))にて、令和3年度の牛個体識別耳標の配付準備が整いましたので、下記により配付します。

また、離農される方は、耳標が配付される恐れがありますので、お近くの農林水産省地方農政局、県域拠点等へ離農の届出をお願いします。

記

1 通常配付耳標(子牛が生まれたときに装着する耳標)

1) 配付の概要

毎月、耳標関連情報の確認作業を当団が行い、配付が必要と判断した場合のみ耳標の送付を行っております。

2) 耳標配付の要否の判断及び枚数の算定方法

①「在庫枚数」の算定

畜産農家毎に、確認作業時の前月末日時点の耳標在庫数をもとに「在庫枚数」を算定します。

②「年間必要枚数」の算定

畜産農家毎に、確認作業時の前月末日から遡って過去1年間の出生の届出頭数をもとに「年間使用枚数」を算定します。

なお、畜産農家における増頭等の経営環境の変化に対応するため、「年間使用枚数」に20%を上乗せして「年間必要枚数」を算定します。

※畜産農家毎の出生の届出頭数をもとに、年間必要枚数の算定を行うため、正確かつ速やかな出生の届出が必要です。

③耳標配付の要否の判断

「在庫枚数」が「年間必要枚数」の1/2を下回った場合に、通常耳標を発注することとしております。

なお、一括発番団体については、「在庫枚数」が「年間必要枚数」の2/3を下回った場合に、通常耳標を発注することとしております。

④配付枚数の算定

「年間必要枚数」から「在庫枚数」を引いた数により配付枚数を算定します。(この算定方法により、約1年分の耳標を保有できることとなります。)

$$\text{配付枚数} = \text{年間必要枚数} - \text{在庫枚数}$$

3) 配付までの期間

当団が耳標供給業者に発注してから畜産農家又は一括発番団体に直接配付される

まで約3週間が必要です。また、発注数量が、耳標製造工場の製造能力を超過した場合はさらに1～2週間が必要となります。

2 再発行耳標（耳標の脱落などにより再発行する耳標）

1) 再発行の概要

畜産農家からの耳標の再発行請求を受け、当団から耳標供給業者に対し、原則として、週2回（月曜・木曜）発注します。

2) 配付までの期間

当団が耳標供給業者に発注してから所属団体に直接配付されるまでおおよそ1週間が必要です。

3) 再発行請求方法

再発行耳標は、電話音声応答システム（CTI）・LOシステム・イントラ報告システム・届出Webシステムのいずれかの報告手段から請求してください。

FAXや電話窓口での再発行請求は受け付けておりません。

4) 検収調書

耳標配付時に検収調書を添付しておりますので、家畜個体識別センターまで返送願います。

3 関連情報

家畜個体識別システム定着化事業に係る関連情報は、以下の当団ホームページにて公開させていただきます。

<http://liaj.lin.gr.jp/japanese/kentei/ID/id-info.html>

個体識別技術情報	検索
----------	----

【問い合わせ先】

一般社団法人 家畜改良事業団 家畜個体識別センター

〒961-8061 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原1

受付時間：8：30～17：15（平日のみ）

TEL：0248-48-0592 FAX：0248-48-0595

※家畜個体識別システム定着化事業により配付された耳標は、独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業による補助物品です。適正な在庫の管理をお願いします。

※耳標はできるだけ配付された順に、古いものから装着いただきますようお願いしますが、発行から7年より経過した耳標は、経年劣化していることが見込まれるため、順次、整理を進めています。

また、発行から15年以上経過した耳標は、使用できなくなっています。出生の届出や再発行請求も受け付けられませんのでご注意ください。